

秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の公印に関する規程

(昭和46年4月1日 議会告示第1号)

改正 平成27年12月1日 議会告示第3号

平成30年5月1日 議会告示第1号

(目的)

第1条 この規程は、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の公印について必要な事項を定める。

(公印)

第2条 公印の名称、書体、寸法、形式等は、別表に定めるとおりとする。

2 公印は、事務局長がこれを保管する。

(準用)

第3条 この規程に定めるもののほか、公印について必要な事項は、秦野市伊勢原市環境衛生組合公印規則（昭和39年秦野市伊勢原市環境衛生組合規則第1号）を準用する。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年12月1日議会告示第3号）

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成30年5月1日議会告示第1号）

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

【別表（第2条関係）】